

# 告 示

## 埼玉県告示第十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

狭山市

### 二 作業種類

公共測量 カラー航空写真（地上画素寸法十一・五平方センチメートル）

### 三 作業地域

狭山市全域

### 四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年三月二十九日まで